

令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 総会

日時：令和6年6月5日（水）10:00～

会場：長良川スポーツプラザ

次 第

1 幹事長あいさつ

2 協議事項

- (1) 令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
事業報告及び収支決算について P1～2
- (2) 総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会諸規程の改定について P3～6
- (3) 地区常任幹事の互選について P7

3 報告事項

- (1) 総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会令和6年度加入状況について P8
- (2) 令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
事業計画及び収支予算について P9～10

4 諸連絡

- (1) 令和7年度の登録スケジュールについて P11
- (2) SC全国ネットワーク事業について

5 地区委員会

協議事項（1）

令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（ぎふ清流SCネット）事業報告

【県協議会事業】

○総会及び地区委員会

事業名	期日	会場	備考
総会	5月25日	長良川スポーツプラザ	29クラブ
地区委員会	5月25日、2月10日	長良川スポーツプラザ	交流会等について

○常任幹事会

事業名	期日	会場	備考
第1回常任幹事会	5月15日	オンライン	R4事業報告・決算について他
第2回常任幹事会	3月11日	オンライン	R6事業計画・予算について 登録審査結果について

○専門部会

事業名	期日	会場	備考
第1回専門部会	12月8日	オンライン	研修会の内容について

○研修会

事業名	期日	会場	備考
講演会(持続可能なクラブ運営・経営を目指して 岸田氏)	2月10日	長良川スポーツプラザ	23クラブ,37名

○地区交流事業

事業名	期日	主幹クラブ	備考
(岐阜)きらり北方10年を振り返る 最後のスペシャルイベント	2月11日	きらり北方クラブ	4クラブ,180名
(西濃)スポーツ玉入れ(アジャタ)交流会	1月14日	NPO法人ごうどスポーツクラブ	6クラブ,60名
(中濃)スポーツマルシェ2023	10月29日	(一社)せき西部ふれあいSC	6クラブ,10名
(可茂)モルック交流会	12月17日	坂祝スポーツクラブ	4クラブ,30名
(東濃)カヌー体験会	7月28日	NPO法人Viva中津川	5クラブ,20名
(飛騨)総合型地域スポーツクラブ勉強会	2月22日	萩原スポーツクラブ	4クラブ,12名

○登録審査委員会

事業名	期日	会場	備考
登録審査委員会	1月19日	GMC	R6の申請クラブの審査

【全国協議会事業】

事業名	期日	会場	備考
SC全国協議会 総会	2月19日	JSPO(オンライン)	幹事長及び事務局

【東海ブロック事業】

事業名	期日	会場	備考
東海ブロッククラブネットワークアクション2023 第1回実行委員会	8月18日	オンライン	内容について協議
東海ブロッククラブネットワークアクション2023 第2回実行委員会	12月1日	GMC	準備及び各県情報共有
東海ブロッククラブネットワークアクション2023	12月2日	グランヴェール岐山	16クラブ,24名

令和5年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)
収支決算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	備 考
I 事業活動収入の部					
1 会費・入会金収入	460,000	460,000	460,000	0	
1 総合型クラブ登録費	460,000	460,000	460,000	0	登録クラブ登録費10,000円×46クラブ
2 雑収入	1,000	1,000	7	993	
1 受取利息	1,000	1,000	7	993	預金利息
3 補助金等収入	500,000	500,000	408,268	91,732	
1 岐阜県スポーツ協会助成金	500,000	500,000	408,268	91,732	スポーツ推進事業助成金(田口福寿会)
事業活動収入計(A)	961,000	961,000	868,275	92,725	
II 事業活動支出の部					
1 事業費	961,000	961,000	500,275	460,725	
1 会議費	0	0	0	0	
2 旅費交通費	285,000	285,000	71,299	213,701	会議等出席旅費 69,301円 研修会講師旅費 1,998円
3 通信運搬費	16,000	16,000	6,444	9,556	後納郵便 6,444円
4 消耗品費	48,000	48,000	1,150	46,850	事務消耗品 1,150円
5 印刷製本費	0	0	0	0	
6 燃料費	0	0	0	0	
7 賃借料	62,000	62,000	27,290	34,710	会議室使用料 22,170円 ETC使用料 5,120円
8 諸謝金	120,000	120,000	18,000	102,000	研修会講師謝金 18,000円
9 租税公課	0	0	0	0	
10 負担金支出	92,000	92,000	92,000	0	全国協議会への登録費納入 92,000円(2,000円×46クラブ)
11 助成金支出	318,000	318,000	276,887	41,113	地区事業助成金 276,897円(6地区分)
12 支払手数料	20,000	20,000	7,205	12,795	振込手数料 7,205円
事業活動支出計(B)	961,000	961,000	500,275	460,725	
事業活動収支差額(A) - (B)	0	0	368,000	△ 368,000	
当期収支差額(C)	0	0	368,000	△ 368,000	R6へ繰越

協議事項(2)

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 諸規程の改定について
(改定対比表)

1. 基本規程

現行	改定案	備考
<p>第9条(幹事長の委嘱及び職務) 幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。</p>	<p>第9条(幹事長の委嘱及び職務) 幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。</p>	<p>県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を削除</p>
<p>第10条(副幹事長の委嘱及び職務) 副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。</p>	<p>第10条(副幹事長の委嘱及び職務) 副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。</p>	<p>県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を削除</p>

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会

基本規程

第1章 総則

第1条 (総則)

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）生涯スポーツ委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会の略称は、ぎふ清流SCネットとする。

第2条 (基本理念及び目的)

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うため、総合型クラブ間のネットワークを構築し、相互の連携を図ると共に、公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条 (組織構成)

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 県協議会は、岐阜県内の総合型クラブのうち、本規程に従って登録した総合型クラブをもって構成する。

第2章 事業

第4条 (事業)

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 地区協議会並びに県スポ協加盟団体等との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条 (登録)

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

第6条 (種類及び定数)

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名
- (3) 常任幹事 7名以上10名以内
- (4) 委員 第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）

第7条 (委員の選出)

委員は、登録クラブが、その役員の中から1名を選出する。

第8条 (常任幹事の委嘱)

常任幹事は、地区区分（岐阜、西濃、中濃、可茂、東濃、飛騨の6地区）ごとに委員の中から1名を互選し県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。
2 前項のほか、県スポ協生涯スポーツ委員長は生涯スポーツ委員会に諮って県スポ協理事及び学識経験者から、1名以上4名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第9条 (幹事長の委嘱及び職務)

幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

2 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第10条 (副幹事長の委嘱及び職務)

副幹事長は、常任幹事の中から互選とし、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を得て、県スポ協生涯スポーツ委員長が委嘱する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第11条 (任期)

役員任期は、2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する当該年度最初の県スポ協生涯スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充員の任期は、前任者の任期期間とし、増員による役員任期は他の役員任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、第6条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまではその権利義務を有する。

第12条 (定年制)

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第13条 (解任)

幹事長、副幹事長、常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、本会生涯スポーツ委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第14条 (構成)

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

第15条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- (2) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

第16条 (開催)

総会は、毎年1回以上開催する。

第17条 (招集)

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認められたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第18条 (出席)

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第19条 (決議)

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決による。

- 2 前項の規程にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第20条 (構成)

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第21条 (権限)

常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の決定
- (2) 県協議会の業務執行の決定
- (3) 常任幹事の職務執行の監督
- (4) 専門部会の設置
- (5) 専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- (6) その他、県協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

第22条 (開催)

常任幹事会は原則として年に2回以上開催する。

第23条 (招集)

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第24条 (出席)

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第25条 (決議)

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決による。

- 2 常任幹事会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する常任幹事会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができる。

第7章 専門部会

第26条 (設置)

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第27条 (構成)

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有

する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

第28条 (任期)

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当該年度最初の生進スポーツ委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

第29条 (招集)

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第30条 (細則)

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 会計

第31条 (会計)

県協議会の会計は、各種補助金、助成金、寄付金、登録料、事業に伴う収入、その他の収入をもつて支弁し、県スポ協の会計処理規程の定めるところにより、処理する。

第9章 事務局

第32条 (事務局)

県協議会の事務は、県スポ協事務局において処理する。

第33条 (事務局に関する規程)

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、県スポ協の定めるところによる。

第10章 改定

第34条 (改定)

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生進スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 令和4年度の登録が完了し本規程による役員が置かれるまでは、ぎふ清流の国SCネットワーク令和3年度の役員が代わりとなる。会長は幹事長、副会長は副幹事長、常任委員は常任幹事、委員は委員とする。

附則3 本規程は、令和6年7月24日から一部改定する。

報告事項(2)

令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット) 事業計画

【県協議会事業】

○総会及び地区委員会

事業名	期日	会場	対象
総会	6月5日	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員
地区委員会	6月5日	長良川スポーツプラザ	常任幹事及び委員

○常任幹事会

事業名	期日	会場	対象
第1回常任幹事会	5月21日	GMC	常任幹事
第2回常任幹事会	7月下旬～8月上旬	GMC	常任幹事
第3回常任幹事会	1月下旬～2月上旬	GMC	常任幹事

○専門部会

事業名	期日	会場	対象
第1回専門部会	6月下旬	GMC	部会員及び事務局
第2回専門部会	9月中旬	GMC	部会員及び事務局
第3回専門部会	12月中旬	GMC	部会員及び事務局

○登録審査委員会

事業名	期日	会場	対象
登録審査委員会	1月中旬～下旬	GMC	幹事長及び事務局

○その他の事業

事業名	期日	会場	対象
第1回研修会	6月5日	長良川スポーツプラザ	登録クラブ・市町村行政等
第2回研修会	2月上旬	未定	登録クラブ・市町村行政等
地区交流事業	通年	各地区	登録クラブ・市町村行政等

【全国協議会事業】

事業名	期日	会場	対象
SC全国協議会 総会	2月中旬～下旬	JPSO及びWeb	幹事長及び事務局

【東海ブロック事業】

事業名	期日	会場	対象
東海ブロッククラブネットワークアクション2024 第1回実行委員会	6月中旬～下旬	オンライン	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2024 第2回実行委員会	11月29日(予定)	アイリス愛知	幹事長及び事務局
東海ブロッククラブネットワークアクション2024	11月30日(土)	アイリス愛知	登録クラブ関係者

報告事項(2)

令和6年度総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(ぎふ清流SCネット)
収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収入の部				
1 会費・入会金収入	430	460	△ 30	
1 総合型クラブ登録費	430	460	△ 30	クラブ登録費10,000円×43クラブ
2 雑収入	1	1	0	
1 受取利息	1	1	0	
3 繰入金収入	500	500	0	
1 特別会計繰入金収入	500	500	0	田口福寿会助成金(協議会支援事業)
事業活動収入計(A)	931	961	△ 30	
II 事業活動支出の部				
1 事業費	931	961	△ 30	
1 会議費		0	0	
2 旅費交通費	235	285	△ 50	登録審査委員会 3,992円(3,992円×1名×1回) 常任幹事会 106,680円(3,556円×10名×3回) 専門部会 21,336円(3,556円×2名×3回) 総会 35,560円(3,556円×10名×1回) 講師旅費 47,600円(23,800円×1名×2回) 講師宿泊費 19,600円(9,800円×1名×2泊)
3 通信運搬費	15	16	△ 1	予備登録証郵送費 6,020円(140×43クラブ) その他郵送費 9,000円
4 消耗品費	11	48	△ 37	消耗品 11,212円
5 印刷製本費		0	0	
6 燃料費		0	0	
7 賃借料	54	62	△ 8	GMC会議室使用料 28,700円(4,100円×7回) プラザ会議室使用料 21,600円(7,200円×3回) GMC駐車場利用料 3,700円(100円×37回)
8 諸謝金	120	120	0	講師謝金 120,000円(30,000円×2時間×2名)
9 負担金支出	215	92	123	全国協議会への登録費納入 215,000円(5,000円×43クラブ)
10 助成金支出	266	318	△ 52	地区事業助成金 266,000円 (加盟クラブ数43×2,000円+30,000円×6地区)
11 支払手数料	15	20	△ 5	振込手数料
事業活動支出計(B)	931	961	△ 30	
事業活動収支差額(A)-(B)	0	0	0	
当期収支差額(C)	0	0	0	
前期繰越収支差額(D)	472	0	472	
次期繰越収支差額(D)+(C)	472	0	472	

R7全国協議会の登録に向けたスケジュール

月	R6.4月~7月	8月下旬~	11月	12月	R7.1月	2月	3月	R7.4月	~	R8.3月
組織										
県認定の総合型クラブ	未登録クラブ	更新の場合、書類の一部を省略できる [11月末締切]	①申請書類の提出	③差し戻しされた場合、再提出				登録の有効期間 R7.4.1~R8.3.31		
登録審査委員会					⑤書類審査の実施(異地審査省略) 新規クラブは事前に現地審査を行う。			②認定証の申請及び登録料の納付(4月中旬)		R8登録に向けた手続き
県協議会事務局	事前準備のお知らせ	認定クラブに案内	②不備がある場合、クラブへ修正依頼		④審査依頼 審査後、常任幹事会において審査結果の承認	⑦登録認定リストの提出 [2/28迄]		①登録料の請求及び認定証の送付 ③登録料の納付 (5/31迄)		登録業務
生涯スポーツ委員会						⑥審査結果の承認 [2/27]				
日本スポーツ協会								⑧登録システムに登録 ⑨登録完了通知		
県庁地域スポーツ課					登録審査委員会の出席(審査の実施)			⑩認定証の発行及び県協議会へ送付		
市町村行政								知事名で県認定証の発行		
										クラブへの継続的な理解と支援、パートナーシップの構築